


所管部課	都市建設部土木課		部長	直井 亨														
件名	市道路線の廃止について（市道第1177号線）																	
	区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項														
関係事項	条例規則																	
	部課機関																	
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 隣接土地所有者から「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出され、存置する必要がないと認められる市道路線について、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線を廃止するため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員 m</th> <th>延長 m</th> <th>面積 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道 第1177号線</td> <td>東大和市狭山 3丁目1355番1先</td> <td>東大和市狭山 3丁目1356番1先</td> <td>2.73</td> <td>26.74</td> <td>73.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第3号（路線の廃止条件）に適合する。</p> <p>(2) 影響と効果 廃止することで維持管理する必要がなくなり、売り払いにより市の収入増となる。</p>							路線名	起点	終点	幅員 m	延長 m	面積 m ²	市道 第1177号線	東大和市狭山 3丁目1355番1先	東大和市狭山 3丁目1356番1先	2.73	26.74	73.04
路線名	起点	終点	幅員 m	延長 m	面積 m ²													
市道 第1177号線	東大和市狭山 3丁目1355番1先	東大和市狭山 3丁目1356番1先	2.73	26.74	73.04													
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成29年12月25日 「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出される。</p>																		
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>																		
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成30年第1回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																		
<p>5. 審議結果</p>																		

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。